

奨学金の導入にかかる条件の検討

看護師等養成所の所在地及び対象者の住所地に関わる条件

◆奨学金貸与の対象となる看護師等養成所

- ・加賀看護学校の入学者のみを対象とする。
- ・看護師等養成所であればどこでも対象とする。

◆奨学金貸与の対象者の住所地

- ・加賀市居住者のみを対象とする。
- ・住所地要件はつけない。

人数及び貸与額に関わる条件

◆奨学金貸与の対象とする人数

- ・上限を設ける。
- ・毎年の採用予定から設定する。
- ・上限は設けない。

◆奨学金の貸与額

(1) 月額貸与額（参考：加賀看護学校の授業料 40,000 円）

- ・月額 3 万円とする。
- ・月額 4 万円とする。
- ・月額 5 万円以上とする。

(2) 入学金を貸与の対象とするか（参考：加賀看護学校の入学金 100,000 円）

- ・入学金を貸与の対象とする。
- ・入学金を貸与の対象としない。

医療機関及び対象勤務年数に関わる条件

◆奨学金の返還免除の対象となる就職医療機関

- ・統合新病院（加賀市民病院・山中温泉医療センター）のみを対象とする。
- ・市内の医療機関であればどこでも対象とする。

◆奨学金の返還免除の対象となる勤務年数（参考：加賀看護学校の修学年数は 3 年）

- ・一律 3 年以上勤務を対象とする。
- ・一律 4 年以上勤務を対象とする。
- ・一律 5 年以上勤務を対象とする。
- ・一律 6 年以上勤務を対象とする。
- ・貸与相当年数と同じ期間以上勤務を対象とする。